

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

自然と共生～安全で緑豊かな生活環境づくり計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

多久市

3 地域再生計画の区域

多久市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現況

多久市は、佐賀県のほぼ中央部に位置し、小城市、武雄市、江北町、唐津市に接しており、天山を主峰に四方を緑豊かな山々に囲まれた盆地である。総面積は96.93k㎡で、その内約8割が山地及び丘陵地が占めており、県都佐賀市までは、約20kmの位置にあり佐賀市と唐津市を結ぶ国道203号線、JR唐津線及び長崎自動車道が市の東西を貫いている。

なお、市の中央には、一級河川牛津川が横断するように流れ、谷底に沿って支川が合流し、市内に点在する小川では、さまざまな生物が生息しており、平野部には水田が広がり、山間部には棚田が散在する自然豊かな環境を創り出している。

また、古くから文教の里として儒学に基づいた教育が盛んに行われており国の重要文化財に指定されている多久聖廟は、その象徴として今も教育思想に大きく影響を与え続けている。

旧来から農業を中心に発展してきたが、近世では石炭開発により発展をし、炭鉱ブームの昭和35年には人口45,000人を超えていたが、炭鉱閉山とともに人口は急激に減少し現在では約19,000人で少子高齢化の進む典型的な過疎地となり地域の活性化と定住化促進が大きな課題となっている。

4-2 地域の課題

これまで、河川等の主たる汚染源は工場や事業所などであるとされていたが、近年、家庭から排出される生活雑排水が水環境に大きな影響を与えるようになっており、このような身近な生活の問題が地球規模の環境問題につながっている。

本市においても、市民が快適な生活環境で暮らし、自然環境を守るために、平成8年度より合併浄化槽設置補助、平成10年度より公共下水道事業、平成12年度より農業集落排水事業に着手し、生活環境の改善と公共用水域の水質保全に寄与するため事業促進に努めている。

なお、平成17年度には地域再生基盤強化交付金（污水处理施設整備推進交付金事業）の認定を受け、公共下水道事業と合併浄化槽設置事業に取り組み、污水处理

人口普及率は、平成 30 年度末で 55.0%であり、平成 31 年度末における目標の 54.5%を達成している。しかし、平成 30 年度末の汚水処理人口普及率は、全国が 91.4%、佐賀県が 83.8%であるのに対し、本市の汚水処理普及率は低く、汚水処理未普及地域の生活環境の悪化により移住・定住の妨げとなっている。さらに家庭から排出される生活雑排水が河川や農業用水路に流入し、米をはじめイチゴ、アスパラガス等の農産品の品質低下や生産量の減少が懸念されていることから、農業用水の水質改善を図るためにも汚水処理施設の普及が求められている。

4-3 計画の目標

このような課題に対し、地域の再生を図っていかなければならず、引き続き地方創生汚水処理施設整備推進交付金を活用して、公共下水道及び浄化槽の整備により汚水処理人口普及率の向上を図り、生活環境の改善及び河川や農業用水路の水質を改善し、併せて、農業集落排水施設の改築を一体的に整備することにより、施設の適切な維持管理を行うことで放流水質が維持できる。

このことにより、快適で魅力ある生活環境の整備及び農産品の品質向上や生産量の増大により農業従事者の所得の向上を図ることで農業の振興を目指す。

また、定住促進事業等のソフト事業と併せて取り組むことにより、行政人口の減少に歯止めをかけ、市内への移住・定住の促進による地域の活性化を目指すものである。

(目標 1) 汚水処理人口普及率の向上

汚水処理人口普及率を 55.0% (平成 30 年度末：現況) から向上
→57.2% (令和 4 年度末：中間目標値) →58.8% (令和 6 年度末：最終目標値)

(目標 2) 牛津川の水質改善

牛津川中流での BOD を 0.8mg/L (平成 30 年度：現況) 以下に改善
→0.7mg/L (令和 4 年度：中間目標値) →0.7mg/L (令和 6 年度：最終目標値)

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

本市の公共下水道では、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を目的として、平成 10 年度に事業認可を受け下水道事業に着手し、平成 18 年より供用開始し、以降事業計画区域を拡大し整備を進めているところであり、管渠整備状況は、平成 30 年度末で事業計画区域面積 277ha の内、約 189ha (約 68%) と順調に整備は進捗している。

農業集落排水施設については、平成 12 年度より納所 (のうそ) 地区を整備しており、平成 17 年度の供用開始から 14 年が経過し、機器の老朽化により施設の運転や機器の更新などの維持管理に影響を及ぼす恐れがある。このため、最適整備構想に基づき計画的な機器の更新を行い、施設の適切な維持管理を行うことにより放流

水質が維持できる。

また、浄化槽（個人設置型）については、集合処理施設の区域外の多久市全域を対象として整備を実施し、単独処理浄化槽または汲み取り槽からの転換を推進することによって、汚水処理人口普及率の向上を目指す。

今後は、公共下水道及び浄化槽の整備と農業集落排水施設の改築を一体的に行うことで、汚水処理人口普及率の向上による快適で魅力ある生活環境の整備及び河川や農業用水の水質改善を図ることができ、定住人口の増加及び農産品の品質向上や生産量の増大により農業の振興を目指す。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 地方創生汚水処理施設整備推進交付金【A3009】

- ・公共下水道・・・平成27年10月に事業計画策定（変更）
- ・農業集落排水事業・・・平成31年3月事業計画策定

[事業主体]

- ・多久市

[施設の種類]

- ・公共下水道
- ・農業集落排水
- ・浄化槽(個人設置型)

[事業区域]

- ・公共下水道 多久市北多久町多久原地区、南多久町泉町地区
- ・農業集落排水 多久市東多久町納所地区
- ・浄化槽(個人設置型) 多久市の全域（ただし、公共下水道等の集合処理施設の事業計画区域及び整備区域を除く）

[事業期間]

- ・公共下水道 令和2年度～令和6年度
- ・農業集落排水 令和2年度～令和5年度
- ・浄化槽(個人設置型) 令和2年度～令和6年度

[整備量]

- ・公共下水道 管渠工φ150mm L=11,200m
- ・農業集落排水 管路施設更新 一式
処理場施設更新 一式
- ・浄化槽(個人設置型) 設置総基数 168基

「なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。」

- ・公共下水道 多久市北多久町多久原地区、南多久町泉町地区 900 人
- ・浄化槽(個人設置型) 多久市全域（ただし、公共下水道等の集合処理施設の事業計画区域及び整備区域を除く）で 403 人

[事業費]

公共下水道

事業費 1,500,000 千円（うち、交付金 750,000 千円）

農業集落排水

事業費 186,500 千円（うち、交付金 93,250 千円）

浄化槽(個人設置型)

事業費 70,620 千円（うち、交付金 22,205 千円）

合計 事業費 1,757,120 千円（うち、交付金 865,455 千円）

[事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法]

(年度)	基準年 (H30)	R1	R2	R3	R4	R5
農業集落排水施設の維持 管理費の削減（千円/年）	15,600	15,600	15,300	15,000	14,700	14,400

毎年度終了に、管路施設と処理場施設の維持管理費を実績により速やかに把握する。

[事業が先導的なものであると認められる理由]

(政策間連携)

公共下水道及び浄化槽の整備と農業集落排水施設の改築を一体的に行うことにより、個別に整備するのに比べて、効率的かつ効果的な施設配置が可能となり、快適で魅力ある生活環境の整備といった地域再生の目標達成により資するとともに、全体の整備コストの削減が期待できるという点で、先導的な事業となっている。

さらに、農業集落排水施設における最適整備構想に基づき、既存施設の機能を維持しながら改築、機能強化等の事業を行うことで、ライフサイクルコストの低減を図るとともに、持続可能なインフラの維持が期待できるという点でも先導的な事業となっている。

公共下水道の整備事業及び農業集落排水施設の改築並びに浄化槽の設置は、多久市国土強靱化地域計画に基づき実施するものである。

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「自然と共生～安全で緑豊かな生活環境づくり計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当無し

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 新規就農者への支援事業

内 容 基幹産業である農業を強化し、新規参入できる産業としての育成を図る。

事業主体 多久市

事業期間 令和2年4月～令和7年3月

(2) 定住促進事業

内 容 定住奨励金制度の利用を促し、定住人口の増加を図る。また、市外からの移住者を増やすために、移住フェアや地域おこしに関するイベント等で、本市の魅力をPRする。

事業主体 多久市

事業期間 令和2年4月～令和7年3月

(3) 多久駅周辺土地区画整理事業

内 容 多久駅を中心とした道路網の公共施設や宅地を一体的に整備し、居住環境の向上や土地の有効利用を図る。

実施主体 多久市

実施期間 平成7年2月～令和4年3月

6 計画期間

令和2年度～令和6年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に必要な調査等を行い、速やかに状況を把握するとともに、必要に応じて事業の見直しを行う。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	平成30年度 (基準年度)	令和4年度 (中間年度)	令和6年度 (最終目標)
(目標1) 污水处理人口普及率の向上	55.0%	57.2%	58.8%
(目標2) 牛津川の水質改善(BOD)	0.8mg/L	0.7mg/L	0.7mg/L

(指標とする数値の収集方法)

項 目	収集方法
汚水処理人口普及率	市の毎年の汚水処理人口データより算出
牛津川中流でのBOD	佐賀県ホームページ掲載の水質測定結果より

- ・ 目標の達成状況以外の評価を行う内容
 1. 事業の進捗状況
 2. 総合的な評価や今後の方針

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

4に示す地域再生計画の目標については、中間評価及び事後評価の内容を、速やかにインターネット（多久市のホームページ）の利用により公表する。